

法制情報

第 7 号

第 7 号テーマ

「政治資金規正法上の寄附等の制限について①」

はじめに

「寄附の制限」といえば、「公職選挙法」に関するものが挙げられることがありますが、「政治資金規正法」においても、規定が設けられています。寄附の制限は、違反すると罰則が科される場合もあり、重要なテーマの 1 つであると考えています。

「政治資金規正法上の寄附等の制限」は、内容が多岐にわたるため、制度の概要や注意点を複数回に分けて発行します。今回は、政治資金規正法の全般や寄附者と寄附の対象者による制限を紹介します。

1 政治資金規正法

(1) 目的

政治資金規正法の第 1 条では、この法律の目的を次のように規定しています。

○政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保することを目的とし、それによって、究極的には、民主政治の健全な発達に寄与しようとするものです。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、43 頁】

さらに詳しく！

■「政治活動の公明の確保」

政治活動の公明の確保とは、政治活動の実態を国民の前に公開し、いわばガラス張りの中において国民の不断の監視と批判の下におくことを意味し、政治資金を公開することは、政治活動の公明を確保するための手段です。

■「政治活動の公正の確保」

政治活動の公正の確保とは、さらに積極的に社会的、倫理的な正義の実現を期することを意味し、政治資金の授受を量的、質的に規正することは、政治活動の公正を確保する手段であるといえるでしょう。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、44頁】

(2) 基本的な考え方

政治資金の規正については、大きく分けて、

① 政治資金の収支の公開

政治団体に設立の届出等を義務付けるとともに、1年間の政治団体の収入、支出及び資産等を記載した収支報告書の提出を政治団体に義務付け、これを公開することによって政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにすること。

② 政治資金の授受の規正等

政治活動に関する寄附等について、対象者による制限や、量的、質的制限などを行うこと。

の2つがあり、具体的には次頁の図のとおりとなっています。

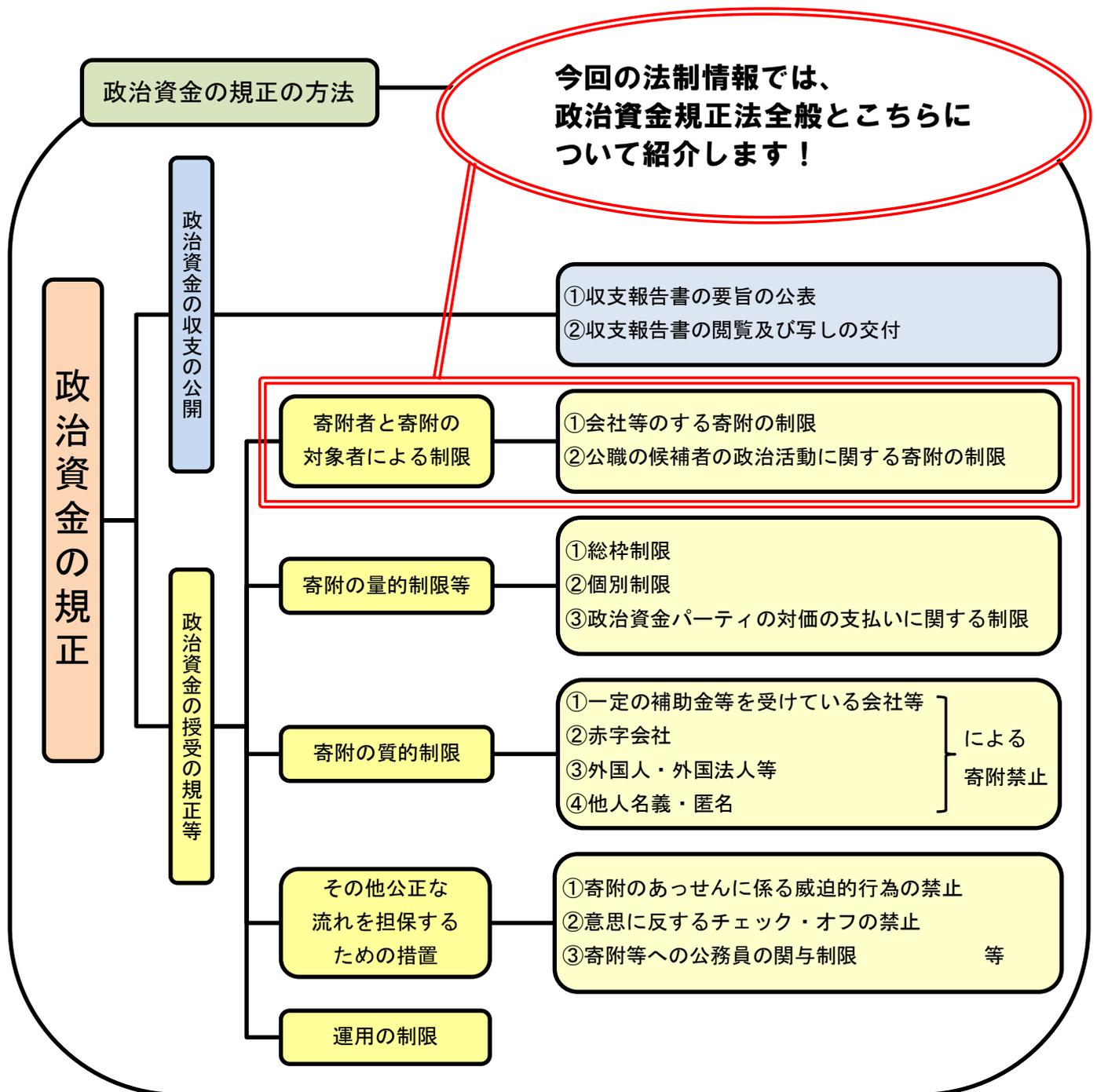
【総務省自治行政局選挙部政治資金課、『政治資金規正法のあらまし』、1頁】

(3) 概要

政治資金規正法は、次の8つの章により成り立っています。

第1章	総則	第1条～第5条
第2章	政治団体の届出等	第6条～第18条の2
第3章	公職の候補者に係る 資金管理団体の届出等	第19条～第19条の6
第3章の2	国会議員関係政治団体に関する特例等	第19条の7～第19条の37
第4章	報告書の公開	第20条～第20条の3
第5章	寄附等に関する制限	第21条～第22条の9
第6章	罰則	第23条～第28条の3
第7章	補則	第29条～第33条の2

今回はこの中の「寄附等に関する制限」を中心に紹介していきます。



【総務省自治行政局選挙部政治資金課、『政治資金規正法のあらまし』、2頁】

(4) 用語の意義

ア 寄附

政治資金規正法の第4条第3項では、「寄附」を次のように規定しています。

○政治資金規正法（抜粋）

第4条（第1項及び第2項省略）

3 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

（第4項及び第5項省略）

例えば、政治資金パーティーのパーティー券の購入代は、通常はパーティー出席のための対価と考えられますが、その代金が社会通念上の価額を超えるものである場合、当該超える部分は寄附として取り扱われることとなります。

また、資金上の援助を得る目的で借り入れた借入金、寄附には含まれませんが、融資を行った者が債権を放棄すれば、その時点において寄附がなされたものと解されます。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、ぎょうせい、70・71頁】

さらに詳しく！

■ 「供与又は交付」

「供与又は交付」とは、その区別はあまり明確ではありませんが、いずれも財産上の利益を相手方に提供附与する一切の行為を指します。

■ 「債務の履行」

「債務の履行」とは、党費又は会費のように団体への加入行為とともに予め定まっているものの支払い、売買契約に基づく物品の納入等、債務者が債務の本旨に従って債務内容を実現する行為をいいます。なお、贈与契約に基づく金銭、物品等の授受は債務の履行ではありますが、贈与契約は一般に無償契約であるため、これを寄附でないとすると、本法の趣旨を没却してしまうことになりかねません。したがって、ここでいう「債務の履行」とは、原則として「法令に基づく義務の履行」及び「有償契約に基づく債務の履行」を意味するものであり、形式的に「債務の履行」に該当するものではあっても、社会通念上実質的に寄附と認められるものは、本法の寄附に該当すると考えられます。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、57頁】

なお、法人その他の団体が負担する党費又は会費は寄附とみなされます（政治資金規正法第5条第2項）。

○政治資金規正法（抜粋）

第5条 （第1項省略）

2 この法律の規定を適用するについては、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなす。

イ 政治活動に関する寄附

政治資金規正法の第4条第4項では、「政治活動に関する寄附」を次のように規定しています。

○政治資金規正法（抜粋）

第4条（第1項から第3項まで省略）

4 この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいう。

（第5項省略）

政治団体に対してされる寄附は、その名義のいかんを問わず、また、当該政治団体の政治活動に関してなされたものであると否とを問わず、全て、ここにいう「政治活動に関する寄附」に該当します。その趣旨は、政治団体に対してされた寄附を政治活動に関するものとは関係のないものに区分することが事実上困難であるためですが、同時に、政治団体の範囲が政治活動を本来の目的とする団体又は政治活動をその主たる目的として組織的・継続的に行う団体に限定されていることから、政治団体に対してされる寄附はこれを全て政治活動に関する寄附として扱うことがむしろ法の趣旨に合致すると考えられたためです。

公職の候補者については、政治団体に対してされる寄附と異なり、その受けた寄附を全て規正の対象とするのではなく、その政治活動（選挙運動を含む。）に関してされるもののみが規正の対象となります。これは、公職の候補者においては、公職の候補者としての側面と私人としての側面を合わせて有していますが、私人としての経済活動や家計についてまで規正の対象とすることはプライバシー保護などの面において適当でないからです。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、ぎょうせい、72頁】

さらに詳しく！

■「政治活動」

「政治活動」について、法は特に定義規定を設けていませんが、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為をいうものと解されます。具体的には、一定の政治社会体制を採用することについて支持し、又は反対するような体制選択的活動とか、国及び地方公共団体の具体的な施策を支持し、又は反対するような政策選択的活動が考えられますが、個々のケースに応じて判断されることとなります。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、58・59頁】

ウ 政治団体

政治資金規正法の第3条第1項では、「政治団体」を次のように規定しています。

○政治資金規正法（抜粋）

（定義等）

第3条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

（第2項から第5項まで省略）

外見上は文化団体、経済団体、労働団体等として政治目的以外の目的を掲げている団体であっても、事実上政治資金規正法第3条第1項第3号イ及びロに掲げる活動が、その団体の活動の主たる部分を占めており、かつ、その活動が組織的、継続的である場合には、「政治団体」といえます。

【政治資金制度研究会、『Q&A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』、ぎょうせい、15頁】

また、政治資金規正法は、第3条第2項で「政治団体」のうち特定のものを「政党」と規定し、第5条第1項第2号で「政治資金団体」を「政治団体」とみなしています。

政党	次のいずれかにあてはまる政治団体 ① 所属国会議員が5人以上 ② 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上		
政治資金団体	政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体		
その他の政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、推薦団体、後援団体、特定パーティー開催団体等） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>資金管理団体</td> <td>公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けべき政治団体として指定したもの</td> </tr> </table>	資金管理団体	公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けべき政治団体として指定したもの
資金管理団体	公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けべき政治団体として指定したもの		

【総務省自治行政局選挙部政治資金課、『政治資金規正法のあらまし』、3頁】

エ 公職の候補者

「公職の候補者」とは、公職選挙法第3条に規定する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者、その候補者及びその候補者になろうとする者をいいます。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、177頁】

○政治資金規正法（抜粋）

（定義等）

第3条（第1項から第3項まで省略）

4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により候補者として届出があつた者、同法第86条の2若しくは第86条の3の規定による届出により候補者となつた者又は同法第86条の4の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者となろうとする者及び同法第3条に規定する公職にある者を含む。）をいう。

（第5項省略）

【コラム】「規制」？「規正」？

「政治資金規正法」という法律の名称を見て、「規制」ではなく「規正」なのか、と思われた方も多いと思います。これには次のような背景があるようです。

我が国の政治資金規正法は、戦後の民主化の中で政治事情が混迷を続け、政界では弱小政党の乱立と離合集散によって政治的腐敗行為が続出したことから、政治資金による政治腐敗の防止を図るために昭和23年に議員立法で成立した法律です。この法律では、政治資金の明朗化を図り、政界浄化を行うためには、政治資金の流れを国民の前に公開し、国民の不断の監視と批判を仰ぐという方法をとっており、そのために法律の名称も「規制」ではなくして「規正」としています。

【政治資金制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』、ぎょうせい、3頁】

き-せい【規正】悪いところを正しく直すこと。

き-せい【規制】おきて。きまり。また、規律を立てて制限すること。

【新村出、『広辞苑 第7版』、岩波書店、710頁】

2 政治資金規正法上の寄附の制限

(1) 寄附者と寄附の対象者による制限

ア 会社等のする寄附の制限

会社、労働組合、職員団体その他の団体（以下「会社等」といいます。）は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないとされています（政治資金規正法第 21 条第 1 項）。

これは、政治資金の調達を政党中心とする等のためです。

また、団体等の負担する党費又は会費は、寄附として取り扱われるので、政治資金規正法による寄附の制限を受けることとなります。会社等は、政党及び政治資金団体以外の者に対して、政治活動に関する寄附をしてはならないので、会社等が、政党及び政治資金団体以外の政治団体の会費を負担することはできません。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、173・63 頁】

この規定に違反した寄附を受けることも禁止されています（政治資金規正法第 22 条の 2）。また、何人も会社等（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体にするものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してならないとされています（政治資金規正法第 21 条第 3 項）。

さらに詳しく！

■ 「その他の団体」

会社、労働組合及び職員団体以外の団体の全てをいい、法人であると否とを問わず、各種の業界団体、宗教団体、文化団体、労働者団体、親睦団体等全てが「その他の団体」に含まれます。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、174 頁】

なお、政治団体も、分類するとすれば一般的には「その他の団体」に含まれますが、政治団体がする寄附については、会社等の寄附の制限に関する規定を適用しないこととされています（政治資金規正法第 21 条第 2 項及び第 3 項）。

【政治資金制度研究会、『Q&A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』、ぎょうせい、269 頁】

■ 「勧誘」「要求」

寄附の「勧誘」とは、第三者に対して寄附をすることを相手方に勧めることをいい、寄附の「要求」とは、自己への寄附を相手方に求めることをいいます。ここで、「勧誘」についても禁止されていることから、寄附の授受の直接当事者（寄附者とその受領者）だけでなく、その間に立って授受の仲介等を行うものについても、禁止の対象となることに注意を要します。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、175 頁】

○政治資金規正法（抜粋）

（会社等の寄附の制限）

第 21 条 会社、労働組合（労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合をいう。第 3 項並びに第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 108 条の 2 又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 52 条に規定する職員団体をいう。第 3 項並びに第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

（第 4 項省略）

（量的制限等に違反する寄附の受領の禁止）

第 22 条の 2 何人も、第 21 条第 1 項、第 21 条の 2 第 1 項、第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項若しくは第 3 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

イ 公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限

公職の候補者の政治活動に関してされる寄附については、金銭等（金銭及び有価証券）によるものは選挙運動に関するものを除き禁止されています（政治資金規正法第 21 条の 2 第 1 項）。ただし、政党は、公職の候補者に対して、金銭等による寄附をすることが認められています（政治資金規正法第 21 条の 2 第 2 項）。

政党のする金銭等による寄附を禁止の対象外としているのは、政党の公職の候補者に対する支出は、政党の政治活動の主要な一翼を担うべきものとして行われるものであり、また、政党と公職の候補者の関係の本質に照らし、それが、公職の候補者の私的経済へ流用されるとは考えられないことによります。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、178 頁】

また、会社等の寄附の制限と同様に、寄附を受領することも禁止されています（政治資金規正法第 22 条の 2）。

さらに詳しく！

■「金銭等」

「金銭等」とは、政治資金規正法第 4 条第 1 項で「金銭その他政令で定める財産上の利益」とされています。「政令で定める財産上の利益」とは、政治資金規正法施行令第 2 条において「有価証券」とされており、小切手、手形、商品券、株券、公社債券等私法上の

有価証券をいうものと解されています。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、177 頁】

○政治資金規正法（抜粋）

（公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止）

第 21 条の 2 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

（量的制限等に違反する寄附の受領の禁止）

第 22 条の 2 何人も、第 21 条第 1 項、第 21 条の 2 第 1 項、第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項若しくは第 3 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

公職の候補者の政治活動に関する寄附であっても、政治団体に対するものは禁止されません。これは、政治団体には収支報告が義務付けられており、その政治資金の調達及び支出について、公正さが担保されていると考えられるためです。

なお、会社等は、政治資金規正法第 21 条第 1 項において、政党及び政治資金団体以外の者に対して政治活動に関して寄附することは、一切禁止されており、したがって、これらが公職の候補者に対して政治活動に関して寄附することは一切できません。

結局、政治資金規正法第 21 条の 2 第 1 項にいう「何人」とは、個人及び政治団体を指すこととなります。

【政治資金制度研究会、『逐条解説 政治資金規正法<第二次改訂版>』、ぎょうせい、178 頁】

受領者 \ 寄附者		個人	会社等	政治団体			
				政党	政治資金団体	資金管理団体	その他
政治団体	政党						
	政治資金団体						
	資金管理団体						
	その他						
公職の候補者							

 一切禁止

 金銭等によるものは禁止（選挙運動に関するものは除く。）

 制限なし（次回以降紹介する量的制限等で規正されていることがある。）

ウ 罰則等

会社等の寄附の制限の規定が正しく履行されるように、その担保として罰則が設けられており、次のように禁錮刑又は罰金刑が科されることとされています（政治資金規正法第 26 条）。

処罰の対象とされている者は、違反行為者が自然人である場合は、当該違反行為者である自然人となります。会社、政治団体、その他の団体の役職員又は構成員が違反行為をした場合には、当該違反行為をした自然人が処罰の対象とされているほか、その団体に対しても罰金刑を科する（政治資金規正法第 28 条の 3）こととされています。また、違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益については、没収・追徴が定められています（政治資金規正法第 28 条の 2）。

なお、会社等の寄附の制限違反により、刑に処せられた者は、一定期間、選挙権及び被選挙権を停止されることとなります（政治資金規正法第 28 条）。

【政治資金制度研究会、『Q&A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』、ぎょうせい、271 頁】

公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限についても、会社等の寄附の制限の場合と同様に、寄附をした者や受けた者は罰則が科せられ、当該団体に対する罰金刑や没収・追徴、選挙権被選挙権の停止についても定められています。

違反行為	罰則の対象	罰 則
会社等の寄附の制限違反	寄附をした者 勧誘・要求した者 寄附を受けた者	1 年以下の禁錮（自然人のみ） 又は 50 万円以下の罰金（第 26 条）
公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限違反	寄附をした者 寄附を受けた者	
<ul style="list-style-type: none"> ・会社、政治団体、その他の団体の役職員又は構成員が違反行為をしたときは、その団体に対して罰金刑（第 28 条の 3） ・違反行為により受けた寄附について、没収・追徴（第 28 条の 2） ・選挙権及び被選挙権の停止（第 28 条） 		

【政治資金制度研究会、『Q&A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』、ぎょうせい、271・276 頁参考】

○政治資金規正法（抜粋）

第 26 条 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、1 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条第 1 項、第 21 条の 2 第 1 項、第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項若しくは第 3 項又は第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して寄附をした者
- (2) 第 21 条第 3 項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者
- (3) 第 22 条の 2 の規定に違反して寄附を受けた者

第 28 条 第 23 条から第 26 条の 5 まで及び前条第 2 項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、

その裁判が確定した日から5年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第23条、第24条、第25条第1項、第26条、第26条の2、第26条の4及び前条第2項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

（第3項及び第4項省略）

第28条の2 第23条、第26条第3号、第26条の2第3号、第26条の3第2号及び第26条の4第3号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第22条の6第4項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第28条の3 団体の役職員又は構成員が、第23条及び第26条から第26条の5までの規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対して当該各条の罰金刑を科する。

（第2項及び第3項省略）

今回の紹介はここまでになります。次回に続きます。

[参考資料]

◆書籍

- ・新村出 編者 『広辞苑 第7版』（岩波書店）
- ・政治資金制度研究会 編集 『Q&A 政治資金ハンドブック（第五次改訂版）』（ぎょうせい）
- ・政治資金制度研究会 編集 『実務と研修のための わかりやすい政治資金規正法〔第二次改訂版〕』（ぎょうせい）
- ・政治資金制度研究会 編集 『逐条解説 政治資金規正法〈第二次改訂版〉』（ぎょうせい）

◆参照ホームページ

- ・総務省「政治資金規正法のあらまし」
https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01.html

✚ 「法制情報」は、「市会ジャーナル」の特別編として、議会活動を法制面でも積極的にサポートすることを目的として、議会局政策調査課（法制等担当）が編集・発行しているものです。